

I 災害安全

防 災 計 画

1. 目的
 - (1) 児童の安全管理を第一とする。
 - (2) 重要物件を安全な場所に搬出・保管する。
2. 防災活動組織分掌
 - (1) 非常の場合
【災害体制】

本部長（校長）

| | |
|---|---|
| 総括本部 ○校長 副校長 教務主任 各班長 | <ul style="list-style-type: none">○校長、副校長、教務主任及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童・生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。○非常持ち出し書類等を搬出○報道関係等の対応 |
| ○生活指導主任 各担任 | <ul style="list-style-type: none">○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。○安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童・生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急を確認する。○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 |
| ○事務主任 主事 | <ul style="list-style-type: none">○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。 |
| ○養護教諭 専科 | <ul style="list-style-type: none">○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童・生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。 |

4. 避難実施要項

(1) 通報・報告

①校内

火災発生→避難命令→避難→確認→報告

・第一次通報

校内放送・ハンドマイク等「ウーウーウー」連続

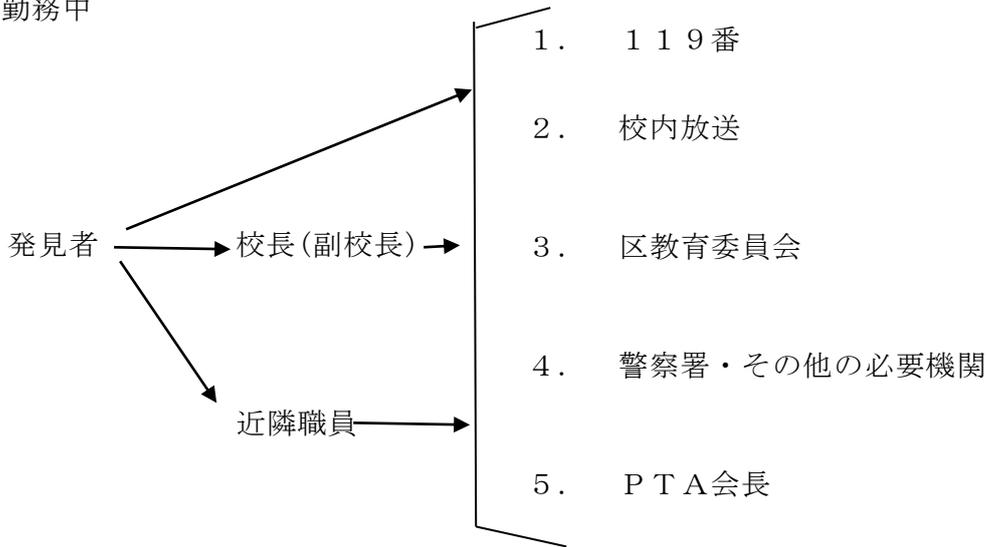
・第二次通報

校内放送により、避難行動の指示

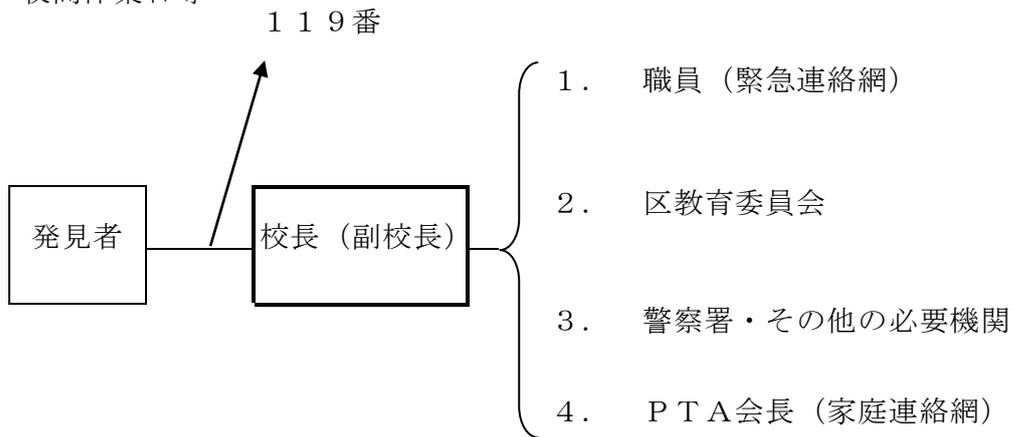
ー停電、その他で、校内放送が使用できない場合は、
ハンドマイク、口頭により、避難の指示を行うー

②校外

・勤務中



・夜間休業日等



(2) 避難要項

基本行動

【Ⅰ 授業中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
 - ・すべての学習活動をやめさせて、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
 - ・通報の内容を正しく聞き取らせる。
- ウ. 避難開始
 - ・原則として窓を閉める。(地震の場合は開ける。)
 - ・廊下に二列に並ばせる。
(上履きのまま、何も持たせない、ヘルメット類をかぶらせる。)
 - ・教師は出席簿を持ち、先頭に立って誘導する。
(昇降口を出る際に、児童の安全避難を確認する。)
 - ・静かに早く外に出す。(「お・か・し・も」を守らせる。)
 - ・定められた集合場所に整列させる。
 - ・専科授業の場合は、集合場所まで専科教諭が誘導し、担任に引き継ぐ。
- エ. 人員の掌握
 - ・担任→本部(異常の有無、児童数の報告)
- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

【Ⅱ 休憩時間中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
 - ・通報と同時に全ての活動をやめて静止させ、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
 - ・通報の内容を正しく聞き取らせる。(災害状況・避難場所)
- ウ. 避難開始(定められた場所に整列させる。)
- エ. 人員の掌握(異常の有無・児童数の報告)
- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

①火災の場合

- ア. 児童がいる場合
 - ・ⅠまたはⅡに従って避難させる。
- イ. 放課後で児童がいない場合
 - ・主として重要書類の搬出、ならびに、災害を最小限にとどめるための初期消火をする。

②地震の場合

- ア. 児童の避難 *防災頭巾で頭部を保護する。
 - ・教室にいる場合 机の下にもぐらせる。
 - ・廊下・階段等にいる場合 揺れ始めの時は、窓ガラスの下を避け、頭部を保護するようにして壁際にしゃがませる
 - ・校庭にいる場合 校庭中央に集め、しゃがませる。
- イ. 火の始末をする。
 - ・ガスの元栓をしめる ・ストーブを消す ・電源を切る
- ウ. 出入り口の戸を開ける。
- エ. 状況により避難する場合は、本部の指示により、静かに順序よく校庭に避難させる。
- オ. 大地震(震度5弱以上)の場合は、保護者に児童を引き渡す。

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次行動 | <p>校舎内で揺れの収まるのを待ち、校庭への避難準備をする。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次行動 | <p>本部の指示により、校庭に避難する。</p> <p>保護者の引き取りを待つ。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次行動 | <p>保護者に児童を引き渡す。</p> <p>保護者以外の場合は、引き取り人名簿で確認する。</p> <p>兄弟がいる場合は、高学年から引き取らせる。</p> |

*引き取り人名簿は、ファイルにとじ、定位置に保管しておく。

引き取り人一覧表は、出席簿の表紙に貼り、引き渡しのチェックに用いる。

*引き取り人が来校するまで児童を学校で預かる。

*児童の下校後に大地震があった場合は、担任は児童の安否を確認する。

カ．警戒宣言発令時もオと同様に引き渡しを行う。